

# アジア経済法令ニュース No.16-22

添付法令資料 1：モロッコにおける地方教育研修機関 (AREF) を設置する法律第07-00号

2000年5月19日付勅令第1-00-203号により施行 (目次)

添付法令資料 2：韓国海洋環境管理法 (目次)

添付法令資料 3：乗物を運転する者に関する2011年1月5日付ポーランド法律 (目次)

添付法令資料 4：国民住宅貯蓄に関する2016年3月24日付インドネシア共和国

法律 No.4 (目次)

添付法令資料 5：ベトナム医療保険法を統合する合一文書 (目次)

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2016年6月3日 (金)

## 第1 日本国 主要新法令及び改正法令

- 1 種苗法第13条第1項の規定に基づき品種登録出願を公表する件 (農林水産省告示第1247号)  
16.05.30 公布
- 2 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務省告示第196号)  
16.05.31 公布
- 3 野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務省告示第197号)  
16.05.31 公布
- 4 円借款の供与に関する日本国政府とジョージア政府との間の書簡の交換に関する件 (外務省告示第198号)  
16.06.01 公布 / 16.05.13 発効
- 5 化粧品基準の一部を改正する件 (厚生労働省告示第239号)  
16.06.01 公布
- 6 円借款の供与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務省告示第199号)  
16.06.02 公布 / 16.05.19 発効
- 7 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件 (外務省告示第200号)  
16.06.02 公布
- 8 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務省告示第201号)  
16.06.02 公布
- 9 国際刑事裁判所に関するローマ規程のバングラデシュ人民共和国等による批准等に関する件 (外務省告示第202号)  
16.06.02 公布
- 10 総合法律支援法の一部を改正する法律 (第53号)

- 16.06.03 公布／公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- 11 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（第54号）  
16.06.03 公布／公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- 12 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（第55号）  
16.06.03 公布／公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- 13 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（第58号）  
16.06.03 公布／公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行（ただし、一部を除く。）
- 14 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（第59号）  
16.06.03 公布／17.04.01 施行（ただし、一部を除く。）
- 15 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（第60号）  
16.06.03 公布／公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行（ただし、一部を除く。）
- 16 消費者契約法の一部を改正する法律（第61号）  
16.06.03 公布／公布の日から起算して1年を経過した日から施行（ただし、一部を除く。）
- 17 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（第62号）  
16.06.03 公布／公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- 18 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（第66号）  
16.06.03 公布／17.01.01 施行（ただし、一部を除く。）
- 19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（第68号）  
16.06.03 公布／同日施行

## 第2-1 中国 主要新法令及び改正法令

- 1 対外援助標識使用管理弁法（試行）  
（対外援助标识使用管理办法（试行））  
16.05.23 発布 商務部 商務部令 2016 年第 1 号／16.06.22 施行

## 第2-2 中国会計・税務法令

- 1 关于大力支持香港澳门特别行政区会计专业人士担任内地会计师事务所合伙人有关问题的通知  
16.05.16 発布 財政部 财会[2016]9 号／16.06.01 施行
- 2 关于营业税改征增值税试点有关文化事业建设费政策及征收管理问题的补充通知  
16.05.13 発布 財政部及び国家税務総局 財税[2016]60 号／16.05.01 施行

- 3 財政部关于修改《会计从业资格管理办法》的决定  
16.05.11 發布 財政部 財政部令第 82 号／16.07.01 施行
- 4 国家税务总局关于发布《促进残疾人就业增值税优惠政策管理办法》的公告  
16.05.27 發布 国家稅務總局 国家稅務總局公告 2016 年第 33 号／16.05.01 施行
- 5 关于公布全文废止和部分条款废止的税务部门规章目录的决定  
16.05.29 發布 国家稅務總局 国家稅務總局令第 40 号

## 第 2-3 中国金融 (Banking, Securities & Insurance) 法令

- 1 证券投资基金管理办法  
16.04.29 發布 中国証券監督管理委員会 証監会令第 124 号／16.06.01 施行
- 2 国家外汇管理局关于境外机构投资者投资银行间债券市场有关外汇管理问题的通知  
16.05.27 發布 国家外国為替管理局 匯發[2016]12 号／同日施行
- 3 境外机构投资者投资银行间债券市场备案管理实施细则  
16.05.27 發布 中国人民銀行 中国人民銀行上海總部公告[2016]第 2 号／同日施行
- 4 中国银监会关于规范商业银行代理销售业务的通知  
16.05.05 發布 中国銀行業監督・管理委員会 銀監發[2016]24 号

## 第 3 ロシア

- 1 ロシア連邦租税法典第 2 部第 21 章への変更の導入に関する 2016 年 5 月 30 日付ロシア連邦法律 No.150-FZ  
原則として、公布の日から 1 か月の期間経過後より早くなく施行
- 2 国家防火庁の連邦防火庁及び個別のロシア連邦法規への変更の導入に関する 2016 年 5 月 23 日付ロシア連邦法律 No.141-FZ  
一部を除き、公布の日から施行
- 3 その余の最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第 4 ベトナム

- 1 国際条約法  
16.04.19 可決 法律第 108/2016/QH13 号／16.07.01 施行
- 2 輸入が禁止される使用済み情報技術製品のリストに属する貨物の輸入を許可する場合を定める決定  
政府首相の 2016 年 5 月 6 日付第 18/2016/QD-TTg 号決定／16.07.01 施行

## 第 5 韓国

- 1 電子手形発行及び流通に関する法律一部改正法律  
16.05.29 公布 法律第 14174 号／公布後 2 年を経過した日から施行
- 2 仲裁法一部改正法律

- 16.05.29 公布 法律第 14176 号／公布後 6 か月経過した日から施行
- 3 債務者回生及び破産に関する法律一部改正法律  
16.05.29 公布 法律第 14177 号／公布後 3 か月経過した日から施行（ただし、一部を除く。）
- 4 刑法一部改正法律  
16.05.29 公布 法律第 14178 号／同日施行
- 5 化学物質管理法一部改正法律  
16.05.29 公布 法律第 14231 号／公布後 1 年経過した日から施行
- 6 環境影響評価法一部改正法律  
16.05.29 公布 法律第 14232 号／公布後 1 年経過した日から施行（ただし、一部を除く。）
- 7 雇用保険法一部改正法律  
16.05.29 公布 法律第 14233 号／16.08.01 施行
- 8 食品衛生法一部改正法律  
16.05.29 公布 法律第 14262 号／公布後 6 か月経過した日から施行

## 第 6 台湾

- 1 修正社會秩序維護法條文  
16.06.01 公布 總統府 華總一義字第 10500050801 号
- 2 增訂並修正高級中等教育法條文  
16.06.01 公布 總統府 華總一義字第 10500050791 号／一部を除き、同日施行
- 3 增訂並修正國民教育法條文  
16.06.01 公布 總統府 華總一義字第 10500050781 号

## 第 7 シンガポール

- 1 Environmental Protection and Management Act (Amendment of Second Schedule) Order 2016  
First published in the Government Gazette, Electronic Edition, on 1st June 2016 and, comes into operation on 1 June 2017; No.S263/2016

## 第 8 タイ

掲載すべき法令は、ありません。

## 第 9 インドネシア

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第 10 フィリピン

掲載すべき法令は、ありません。

## 第11 インド

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第12 モンゴル

- 1 刑法の施行手続に関する 2016 年 5 月 13 日付モンゴル国法律  
2016 年 9 月 1 日から施行
- 2 裁判所の設置に関する法律に変更を導入することに関する法律の施行手続に  
関する 2016 年 5 月 13 日付モンゴル国法律  
裁判所の設置に関する法律に変更を導入することに関する 2016 年 5 月 13  
日付モンゴル国法律の施行日から施行
- 3 民法に追加及び変更を加えることに関する法律の一部の条項がモンゴル国憲  
法の関連する規定に違反するか否かに関する論争の判定に関する 2016 年 5 月  
25 日付モンゴル国憲法裁判所の結論 No.7

## 第13 カザフスタン

掲載すべき法令は、ありません。

## 第14 ウズベキスタン

- 1 いくつかのウズベキスタン共和国政府決定への変更の導入に関するウズベキ  
スタン共和国内閣決定（集中型投資の費用負担で資金調達が行われる投資プロ  
ジェクトの企画作業及び審査に係る追加措置に関する 2016 年 1 月 22 日付ウズ  
ベキスタン共和国内閣決定 No.15 に関連する決定）  
2016 年 5 月 23 日付 No.166 / 同月 30 日施行
- 2 対テロ作戦の実施の結果において個人又は自然人若しくは法人の財産に与え  
られた損害の賠償手続に係る規程の承認に関するウズベキスタン共和国内閣  
決定  
2016 年 5 月 24 日付 No.170 / 同月 30 日施行
- 3 株式会社への外国投資家の誘致に係る追加措置に関する 2015 年 12 月 21 日  
付ウズベキスタン共和国大統領決定 No.PP-2454 の実行に係る措置に関する  
2016 年 2 月 10 日付ウズベキスタン共和国内閣決定 No.33 に関連する決定への  
変更及び追加の導入に関するウズベキスタン共和国内閣決定  
2016 年 5 月 24 日付 No.172 / 同月 30 日施行

## 第15 トルコ

掲載すべき法令は、ありません。

## 第16 ウクライナ

掲載すべき法令は、ありません。

## 第17 ポーランド

- 1 経済事件の裁判所を通じた審理に関する 1989 年 5 月 24 日付法律の単一テキストの公布に関する 2016 年 5 月 13 日国会下院議長の公告 No.723  
16.05.30 公布
- 2 ポーランド共和国の領域における外国軍隊の駐留に係る原則及び当該領域を通じたその移動に係る原則に関する 1999 年 9 月 23 日付法律の変更に関する 2016 年 5 月 31 日付法律 No.738  
16.05.31 公布／公布の日から 14 日の期間経過後に施行
- 3 パスポート文書に関する 2006 年 7 月 13 日付法律の単一テキストの公布に関する 2016 年 5 月 13 日国会下院議長の公告 No.758  
16.01.01 公布
- 4 ポーランド宇宙庁に関する 2014 年 9 月 26 日付法律の単一テキストの公布に関する 2016 年 5 月 11 日国会下院議長の公告 No.759  
16.06.02 公布

## 第18 南アフリカ

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第19 メキシコ

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

## 第20 ミャンマー

掲載すべき法令は、ありません。

## 第21 添付法令資料

- 1 **モロッコにおける地方教育研修機関 (AREF) を設置する法律第 07-00 号 2000 年 5 月 19 日付勅令第 1-00-203 号により施行 (目次)**
- 2 **韓国海洋環境管理法 (目次)**
- 3 **乗物を運転する者に関する 2011 年 1 月 5 日付ポーランド法律 (目次)**
- 4 **国民住宅貯蓄に関する 2016 年 3 月 24 日付インドネシア共和国法律 No. 4 (目次)**
- 5 **ベトナム医療保険法を統合する合一文書 (目次)**

【アジア経済法令ニュース編集メンバー】

糸賀 了	弁護士	最高顧問パートナー
瓜生 健太郎	弁護士	マネージングパートナー
萩野 敦司	弁護士	韓国・越南・タイ・ミャンマー・ラオス・カンボジア・モンゴル・インドネシア法令担当
宍戸 一樹	弁護士	インドネシア・マレーシア・台湾・韓国・ロシア法令担当 兼ラテン - アメリカデスク主任
穴田 功	弁護士	日本国及びニューヨーク州：タイ・香港・シンガポール・インド・南アフリカ法令担当
谷本 規	弁護士	香港・越南・フィリピン・インドネシア法令担当
金田 繁	弁護士	インドネシア法令担当
津守 博之	弁護士	日本国及びニューヨーク州：インドネシア法令担当
須永 了	弁護士	インドネシア・マレーシア・タイ法令担当
広瀬 元康	弁護士	日本国及びフランス国：メキシコ・ブラジル・インド・バングラデシュ法令担当兼ヨーロッパ・アフリカ・中東デスク主任
谷添 学	弁護士	日本国及びニューヨーク州：インド・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ・南アフリカ・インドネシア法令担当
卜部 晃史	弁護士	インドネシア法令担当
鈴木 崇	弁護士	韓国・インドネシア法令担当
森 啓太	弁護士	租税・独占禁止・知的財産・越南・韓国・インドネシア法令担当
奥野 剛史	弁護士	インド・パキスタン・スリランカ・インドネシア法令担当
村瀬 健太	弁護士	モンゴル・韓国・インドネシア法令担当
野島 未華子	弁護士	インドネシア・フィリピン法令担当
吉川 景司	弁護士	知的財産・韓国・モンゴル・インドネシア法令担当
塚本 聡	弁護士	インドネシア法令担当
光本 亘佑	弁護士	独占禁止法担当
大牟田 啓	弁護士・公認会計士	財務・会計・税務法令担当
梶間 茂樹	弁護士	シンガポール・インドネシア法令担当

山田 重嗣 公認会計士・税理士：財務・会計・税務法令担当

穂積 比呂子 税理士：租税法担当

伏原 宏太 シニアコンサルタント：越南法令担当

山本 志織 パラリーガル：インド・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ・  
南アフリカ・ブラジル法令担当

アレクセイ アレクサンドロビッチ ロセフ 外国法研究員（ロシア連邦弁護士）  
：ロシア法令担当

ジュロフ ロマン 外国法研究員（ロシア連邦弁護士）  
：ロシア・ウクライナ・ベラルーシ法令担当

ヤラシェフ ノディルベック 外国法研究員  
：ウズベキスタン・カザフスタン・トルコ・ロシア法令担当

廣川 梓 パラリーガル：韓国・インドネシア・モンゴル・越南法令担当

#### 関連ベトナム法人

URYU & ITOGA ADVISORY SERVICE VIETNAM CO., LTD

#### 提携先中国律師事務所

北京市堅石律師事務所 律師：柳 錦実：韓国法令担当

上海堅海律師事務所

#### （追記）

- 1 中国の主要法令の日本語訳文は、アジア経済法令速報（年 24 回発行）を通じて有償にて提供しております。

添付法令資料 1 :

モロッコにおける地方教育研修機関 (AREF) を設置する法律第 07-00 号  
2000 年 5 月 19 日付勅令第 1-00-203 号により施行 (目次)

- 第 1 編 設置、役割及び権能 (第 1 条～第 2 条)
- 第 2 編 運営及び管理 (第 3 条～第 15 条)

添付法令資料 2 :

韓国海洋環境管理法 (目次)  
2015 年 6 月 22 日法律第 13383 号により一部改正 2015 年 12 月 23 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 7 条)
  - 第 2 章 海洋環境の保全及び管理のための措置
    - 第 1 節 海洋環境基準及び資料管理 (第 8 条ないし第 13 条)
    - 第 2 節 海洋環境総合計画等 (第 14 条ないし第 18 条)
    - 第 3 節 海洋環境改善負担金 (第 19 条ないし第 21 条)
  - 第 3 章 海洋汚染防止のための規制
    - 第 1 節 通則 (第 22 条ないし第 24 条)
    - 第 2 節 船舶からの海洋汚染防止 (第 25 条ないし第 32 条の 2)
    - 第 3 節 海洋施設からの海洋汚染防止 (第 33 条ないし第 36 条の 2)
    - 第 4 節 汚染物質の回収及び処理 (第 37 条及び第 38 条)
    - 第 5 節 残留性有機汚染物質の調査等 (第 39 条及び第 40 条)
  - 第 4 章 海洋での大気汚染防止のための規制 (第 41 条ないし第 48 条)
  - 第 5 章 海洋汚染防止のための 船舶の検査等 (第 49 条ないし第 60 条)
  - 第 6 章 海洋汚染防除のための措置 (第 61 条ないし第 69 条)
  - 第 7 章 海洋環境管理業等 (第 70 条ないし第 76 条の 2)
  - 第 8 章 海洋汚染影響調査 (第 77 条ないし第 83 条の 2)
  - 第 9 章 海域利用協議 (第 84 条ないし第 95 条)
  - 第 10 章 海洋環境管理公団 (第 96 条ないし第 109 条)
  - 第 11 章 補則 (第 110 条ないし第 125 条)
  - 第 12 章 罰則 (第 126 条ないし第 133 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

乗物を運転する者に関する 2011 年 1 月 5 日付ポーランド法律 (目次)  
2016 年 4 月 8 日最新単一テキスト公布

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 乗物の運転に対する資格を有する者 (第 3 条ないし第 9 条)
- 第 3 章 運転免許証の発行 (第 10 条ないし第 20 条)
- 第 4 章 乗物の運転に対する資格を取得しようとする者の教習 (第 21 条ないし第 27 条)
- 第 5 章 運転手教習センター及び教習を実施するその他の主体 (第 28 条ないし第 32 条)
- 第 6 章 指導員及び講師 (第 33 条ないし第 40 条)
- 第 7 章 自転車カードの発行を取得しようとする者のためのレッスン (第 41 条及び第 42 条)
- 第 8 章 教習に対する監督 (第 43 条ないし第 48a 条)
- 第 9 章 資格審査及び国家試験の実施 (第 49 条ないし第 57d 条)
- 第 10 章 試験官及び資格審査を実施するその他の者 (第 58 条ないし第 66 条)
- 第 11 章 資格審査に対する監督 (第 67 条ないし第 74a 条)
- 第 12 章 医療検査 (第 75 条ないし第 81 条)
- 第 13 章 精神検査 (第 82 条ないし第 90 条)
- 第 14 章 試用期間 (第 91 条ないし第 95 条)
- 第 15 章 運転する者に対する監督 (第 96 条ないし第 105 条)
- 第 16 章 緊急用乗物又は金銭的価値物を運送する乗物を運転する者に関する要求 (第 106 条ないし第 111 条)
- 第 17 章 エンジン付乗物の運転に対する資格を有する者の教習 (第 112 条ないし第 121 条)
- 第 18 章 法的分野からの課題の実施に対する監督 (第 122 条及び第 123 条)
- 第 19 章 運転免許証の交換 (第 124 条)
- 第 20 章 現行規定の変更、経過規定及び終則 (第 125 条ないし第 139 条)

添付法令資料 4 :

国民住宅貯蓄に関する 2016 年 3 月 24 日付インドネシア共和国法律 No.4 (目次)  
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 原則及び目的 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 国民住宅貯蓄の管理
  - 第 1 節 総則 (第 4 条及び第 5 条)
  - 第 2 節 国民住宅貯蓄基金の資金調達
    - 第 1 款 総則 (第 6 条)
    - 第 2 款 国民住宅貯蓄への参加 (第 7 条ないし第 16 条)
    - 第 3 款 貯金額及び貯金保管メカニズム (第 17 条ないし第 20 条)
  - 第 3 節 国民住宅貯蓄基金の増加 (第 21 条ないし第 23 条)
  - 第 4 節 国民住宅貯蓄基金の利用 (第 24 条ないし第 31 条)
- 第 4 章 国民住宅貯蓄管理団体
  - 第 1 節 設立、地位及び所在地 (第 32 条及び第 33 条)
  - 第 2 節 初期資本 (第 34 条)
  - 第 3 節 国民住宅貯蓄管理団体の運営資金源 (第 35 条)
  - 第 4 節 国民住宅貯蓄管理団体の機能、職務、権限並びに権利及び義務
    - 第 1 款 機能 (第 36 条)
    - 第 2 款 職務 (第 37 条及び第 38 条)
    - 第 3 款 権限 (第 39 条)
    - 第 4 款 権利 (第 40 条)
    - 第 5 款 義務 (第 41 条)
  - 第 5 節 組織構造
    - 第 1 款 総則 (第 42 条)
    - 第 2 款 コミッショナー及び副コミッショナー (第 43 条ないし第 46 条)
    - 第 3 款 コミッショナー及び副コミッショナーの解任 (第 47 条及び第 48 条)
  - 第 6 節 国民住宅貯蓄管理団体の運営費用 (第 49 条)
  - 第 7 節 国民住宅貯蓄管理団体の解散 (第 50 条及び第 51 条)
- 第 5 章 国民住宅貯蓄管理の指導 (第 52 条ないし第 59 条)
- 第 6 章 国民住宅貯蓄の資産管理
  - 第 1 節 総則 (第 60 条)
  - 第 2 節 国民住宅貯蓄基金 (第 61 条)
  - 第 3 節 国民住宅貯蓄管理団体の資産 (第 62 条)
- 第 7 章 権利及び義務
  - 第 1 節 被用者の権利及び義務 (第 63 条及び第 64 条)

- 第 2 節 参加者の権利及び義務（第 65 条及び第 66 条）
- 第 8 章 報告及び説明責任（第 67 条及び第 68 条）
- 第 9 章 監督及び検査（第 69 条ないし第 71 条）
- 第 10 章 行政処分（第 72 条）
- 第 11 章 経過規定（第 73 条ないし第 80 条）
- 第 12 章 終則（第 81 条及び第 82 条）

添付法令資料 5 :

ベトナム医療保険法を統合する合一文書（目次）

国会事務局の 2015 年 12 月 31 日付第 10/VBHN-VPQH 号合一文書  
（元法令は法律第 25/2008/QH12 号（2008 年 11 月 14 日可決）及びその各修正法）

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 11 条）
- 第 2 章 医療保険の対象、納付額、責任及び納付方法（第 12 条ないし第 15 条）
- 第 3 章 医療保険証（第 16 条ないし第 20 条）
- 第 4 章 医療保険の享受範囲（第 21 条ないし第 23 条）
- 第 5 章 医療保険加入者に対する診察及び治療の組織（第 24 条ないし第 29 条）
- 第 6 章 医療保険に係る診察及び治療費用の支払（第 30 条ないし第 32 条）
- 第 7 章 医療保険基金（第 33 条ないし第 35 条）
- 第 8 章 医療保険と関連する各当事者の権利及び責任（第 36 条ないし第 45 条）
- 第 9 章 医療保険に関する精査、苦情申立て、告発、紛争解決及び違反処理（第 46 条ないし第 49 条）
- 第 10 章 施行条項（第 50 条ないし第 52 条）